

7 消費税

7 消費税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に終了した課税期間分の消費税について、平成15年6月30日（国・地方公共団体等については平成15年9月30日）現在の申告及び処理（更正・決定等）による事績を示したものである。消費税は、国内において事業者が行った資産の譲渡等（事業として対価を得て行われる資産の譲渡、資産の貸付及び役務の提供）及び保税地域から引き取られる外国貨物に対して課税される。

2 消費税の税率等

- (1) 国内において事業者が事業として対価を得て行われる資産の譲渡、貸付け及び役務の提供
  - (2) 保税地域から引き取られる外国貨物
- } 4%

（注1） 地方消費税は消費税額を課税標準とし、その税率は25%（消費税率に換算すると1%相当）とされているので、消費税と地方消費税とを合わせた税率は5%となる。

（注2） 平成元年4月1日から平成9年3月31日までの取引及び税率に関する経過措置の適用があるものについては3%。

3 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目		調査方法
		件数	税額	
7 消費税				全数調査
(1) 課税状況	個人事業者・法人別	○	○	
(2) 課税事業者等届出件数	届出種別	○		
(3) 累年比較	個人事業者・法人別	○	○	
(4) 税務署別課税状況及び課税事業者等届出件数	申告・届出種別	○	○	
イ 個人事業者 ロ 法人 ハ 個人事業者と法人の合計				